

第6章 計画の推進に向けて(PDCAサイクルの確保)

計画の推進に向けて

1 多様な主体の連携と協働

(1) 行政

(2) 医療機関

(3) 関係団体

(4) 民間事業者

(5) 市民

2 包括的メンタルヘルス対策の推進

3 PDCAを踏まえた計画の推進



多様な主体の連携と協働

この計画を効果的・効率的に推進し、包括的メンタルヘルス対策とところをつなぐ地域づくりを一体的に推進していくためには、行政のみならず市民や地域、関係団体、様々な民間主体との協働による取組みが不可欠です。それぞれに期待される役割は以下のとおりです。

(1) 行政

精神保健福祉法第2条(国及び地方公共団体の義務)に規定されたとおり、精神障害者の医療及び保護並びに保健、福祉に関する法定、非法定を含む施策を総合的に実施することによって精神障害者が社会復帰し、自立と社会経済活動に参加できるよう努めるとともに、精神保健に関する調査研究の推進及び知識の普及を図る等精神疾患の予防、その他住民の精神保健の向上のための施策を講じます。

その他、自殺対策基本法、アルコール健康障害対策基本法等、精神保健医療に関する関係法令に規定された、国ならびに地方公共団体の責務を果たします。

それぞれの法律の基本理念に則り、国、府、市が重層的に必要な施策を推進します。

① 国・大阪府

精神保健医療福祉にかかわる各種法律に規定された国及び地方公共団体の主な責務や期待される役割は、次のとおりです。



機 関	期待される主な役割
国	<ul style="list-style-type: none"> ・法や指針、ガイドライン等の整備により、各種対策を総合的に策定し実施。 ・精神保健医療福祉に関する調査研究。 ・厚生行政、労働行政のほか、司法行政や教育行政等関係行政機関との調整。
大阪府	<ul style="list-style-type: none"> ・国と協力しつつ、地域の状況に応じた施策を策定し実施。 ・法に規定される都道府県計画の策定と必要な施策の推進。 ・精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るため、精神障害に関する相談や知識の普及、調査研究、相談及び指導のうち複雑又は困難なもの等を行う精神保健福祉センターを設置。 ・府域の広域的施策における、自治体間や関係行政機関、関係団体等との調整。

② 豊中市

- ・次項で示す「仕組み」や「マネジメント・サイクル」を通じて、第3章で示す「将来像」の実現に向けて施策の推進に努めます。
- ・国及び府との連携を図りつつ、関係機関、団体等との連携・協働により本計画に基づく施策を総合的に展開します。

部局等	期待される主な役割
保健所	<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健福祉法に基づく「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」ならびに「保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領」、その他メンタルヘルスに関連する各種法制度に規定された「保健所」の役割を担う。 ・市としてメンタルヘルス対策を総合的に推進するため、各分野別計画の策定ならびに推進においてメンタルヘルスの視点が加わるよう、専門機関として参画。 ・関係部局のメンタルヘルスに係る取組みについて、バックアップと協働をおこなう。市職員のメンタルヘルスに係る対応力向上に向けて協力する。 ・個別支援において、包括的な支援を要するケースについて、支援チームの一員として参画。また、関係部局が対応する相談のうち、メンタルヘルスに関してより専門的な支援を要するものについては、連携あるいはバックアップする。
各部局	<ul style="list-style-type: none"> ・各分野別計画・施策の中に、メンタルヘルスの視点を加える。 ・すべての職員が、こころの不調や精神疾患のある人への理解を深め、差別や偏見をなくし、市民一人ひとりが生き生きと暮らせるよう支援する。 ・すべての職員が精神疾患や自殺等について正しい知識を持ち、市民がいつでもどこでも安心して相談でき、適切な対応ができる体制を作る。 ・各部局の事務事業の中で、市民のこころの健康づくり、ならびにこころの不調や精神疾患、自殺等メンタルヘルス問題の早期発見、早期対応等に努め、必要に応じて保健所と連携・協働する。 ・包括的な支援を要するケースについて、保健所等関連部局、関係機関との連携に努める。



(2) 医療機関等

行政が実施するメンタルヘルス対策に協力し、うつ病等精神疾患や自殺、アルコール健康障害、薬物依存等の予防と早期発見に寄与するよう努めるとともに、精神障害者に対する良質かつ適切な医療の提供に努めます。

① 精神科医療機関

- ・良質かつ適切な精神科医療の提供に努めます。また、医療を必要とする患者が医療を中断することがないように、適切な指導を行うとともに、必要に応じて訪問看護や保健所、地域生活支援機関等との連携を図ります。
- ・退院可能な長期入院者の地域移行に向けて、市やサービス提供事業者と協力しながら推進します。
- ・自殺や各種依存症等、医療だけで解決できない問題については、保健所や障害福祉等行政機関、民間支援機関等との連携を図ります。

② 内科等医療機関

- ・こころの不調や精神疾患のある人への理解を深め、差別や偏見をなくし、それらの人の社会復帰や自立と社会経済活動への参加に協力するよう努めます。
- ・うつ病や自殺、アルコール・薬物等依存症等の早期発見と適切な対応に努めます。また、府や市が実施する研修等に参加し、メンタルヘルスに係る対応力の向上に努めます。
- ・精神科医療機関や保健所、その他関係機関との連携に努めます。

(3) 関係団体

① 企業・商工会議所等

- ・こころの不調や精神疾患のある人への理解を深め、差別や偏見をなくし、それらの人の社会復帰や自立と社会経済活動への参加に協力するよう努めます。
- ・各企業において、事業主ならびに労働者の自殺予防を含むメンタルヘルスの向上に努めるとともに、市が実施するメンタルヘルス対策に協力するよう努めます。
- ・特に、事業場内産業保健スタッフの確保が困難な小規模事業場については、保健所が実施するメンタルヘルスに関する講座や相談の活用を図ります。

② 地域福祉組織・社会福祉協議会

- ・こころの不調や精神疾患のある人への理解を深め、差別や偏見をなくし、それらの人の社会復帰や自立と社会経済活動への参加に協力するよう努めます。
- ・地域福祉活動の中で、市が実施するメンタルヘルス対策に協力します。
- ・住民に身近な相談窓口である福祉なんでも相談従事者が、精神疾患や自殺等についての正しい知識や基本的な対応方法などを身につけるよう努めます。
- ・地域住民のメンタルヘルスの不調等と関係機関との連携による適切な対応を行います。



- ・孤立を防ぐため、地域の中での人とのつながりや居場所づくり、見守りなど、きめ細かな活動を行います。また、地域における多様な人々の交流の中で、子どもや高齢者、病気のある人もない人も、それぞれの役割の創出や自尊心の醸成を図ります。
- ・災害時等のこころのケアに対応できるよう、平時からの地域づくりに努めます。

③ その他関係団体

- ・弁護士会等司法に関わる団体、とよなか男女共同参画推進財団をはじめとする人権にかかわる団体、自殺防止やアルコール等各種依存症回復支援にかかわる団体、ひきこもりや若者を支援する団体、民生・児童委員協議会や保護司会等、各種相談支援団体は、市が実施するメンタルヘルス対策に協力します。
- ・精神疾患や自殺等について正しい知識を持つとともに、メンタルヘルスに係る支援を必要とする人の早期発見と適切な初期対応に努めます。また、必要に応じて個別支援において、保健所のほか関係行政機関等との連携に努めます。

(4) 民間事業者

- ・こころの不調や精神疾患のある人への理解を深め、差別や偏見をなくし、それらの人の社会復帰や自立と社会経済活動への参加に協力するよう努めます。
- ・訪問看護ステーションや、障害福祉サービスならびに介護保険サービス提供事業者は、市が実施するメンタルヘルス対策に協力するよう努めます。
- ・サービス提供を通じて、市民が必要とする情報提供や、相談への対応、メンタルヘルス問題の早期発見・早期対応に努めます。必要に応じて、保健所等関係機関との連携を図り、適切な支援を行います。
- ・従事者研修等により、メンタルヘルス問題への対応力の向上に努めます。

(5) 市民

- ・一人ひとりが、こころの健康の保持・増進に努めるとともに、精神疾患のある人への理解を深め、それらの人の社会復帰や自立と社会経済活動への参加に協力するよう努めます。
- ・メンタルヘルスに関する関心と理解を深め、生涯を通じたメンタルヘルスのために、こころの健康づくりや精神疾患、自殺等の予防に努めます。
- ・精神疾患等について正しい知識をもち、差別や偏見をなくし、共生のまちづくりに努めます。
- ・家庭や地域、社会全体で、次世代を担う子どもたちの健やかなこころを育てるよう努めます。
- ・地域全体のメンタルヘルス向上に向けて、一人ひとりがゲートキーパー(他者のメンタルヘルスの不調に気づき、寄り添い、傾聴し、相談機関につなぐ人)となり、孤立のない、こころがつながるまちづくりに努めます。



2 包括的メンタルヘルス対策の推進

包括的メンタルヘルス対策とところをつなぐ地域づくりを一体的に推進していくために、次のような仕組みを整備し、関係団体や関係者と課題や目標を共有し、事業等の推進や連携の強化などを図ります。

(1) (仮称) 豊中市メンタルヘルス対策推進会議

本計画を推進するために、庁内会議である「調整会議」と施策を協働推進する外部機関を含む「ネットワーク会議」からなる「(仮称) 豊中市メンタルヘルス対策推進会議」を新たに設置します。

調整会議は、課題認識や取組みの方向性の共有、専門部会の設置と協働の仕組みづくり、計画に基づく事業実施計画の策定、評価、計画の見直し等進行管理を行います。また、ネットワーク会議は、既存の豊中市自殺対策ネットワーク会議を統合し、計画推進に伴う課題や意見の集約、調整を行います。

(2) 専門部会

重点テーマの推進にあたっては、必要に応じてネットワーク会議の下に専門部会等を設け、事業等の調整や検討を機動的に進めるとともに、効果的・効率的な取組みを図ります。

(専門部会の例)

- ・子ども・若者のメンタルヘルス推進部会
- ・女性のメンタルヘルス推進部会
- ・アルコール依存症対策推進部会
- ・災害等によるこころのケア体制検討部会

(3) 豊中市保健医療審議会

本市の保健医療についての総合的な施策その他の重要事項及び保健所の運営に係る事項について調査審議する機関である豊中市保健医療審議会において、計画の進捗状況や評価、見直しについて報告を行うとともに、必要な諮問等を行います。



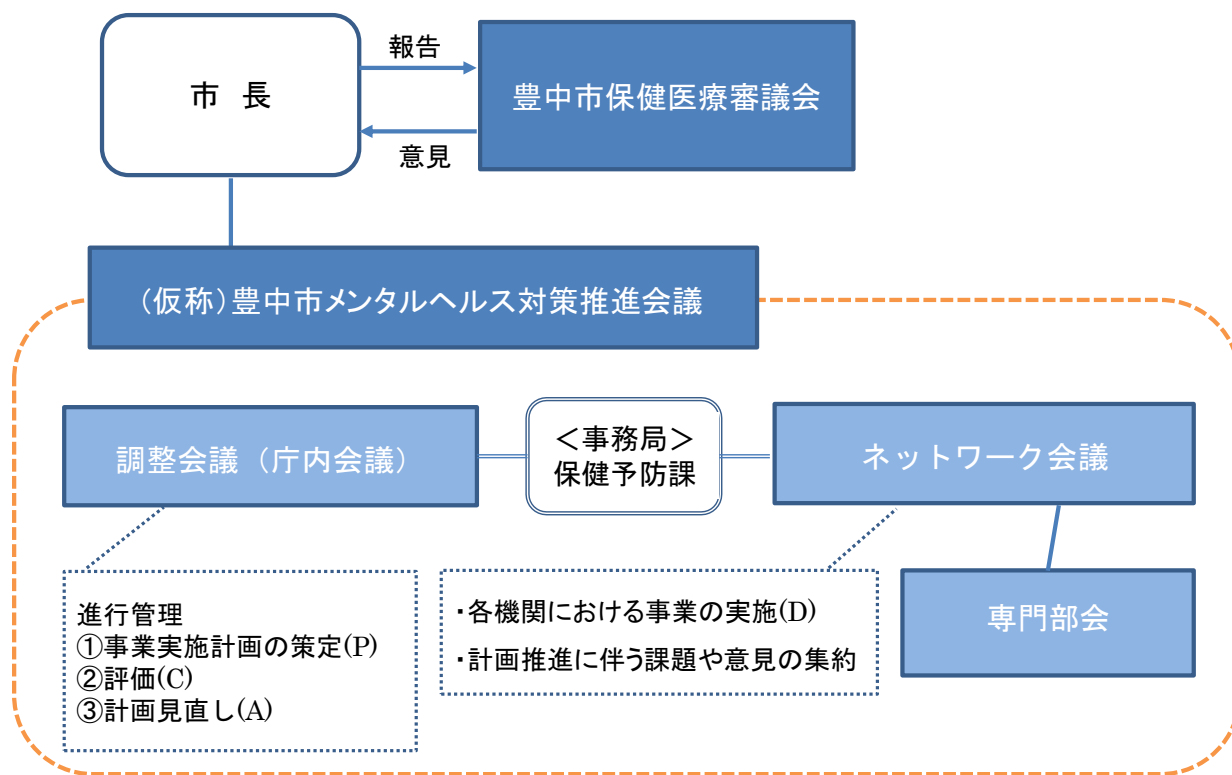


図 推進体制

3 PDCA を踏まえた計画推進

(1) (仮称)豊中市メンタルヘルス対策推進会議における意見聴取

(仮称)豊中市メンタルヘルス対策推進会議を、基本施策や重点テーマに係る事業実施計画の策定と、実施状況ならびに目標達成状況等について意見聴取を行う場とし、多様な主体の意見を踏まえて、各担当部署が計画の点検・評価を行います。

同会議の意見聴取にあたっては、実績数値だけでなく、数値では把握できない部分については施策推進過程に関する情報なども提供するほか、必要に応じて市民や関係機関のニーズの把握や利用者アンケート調査の実施なども検討します。

なお、意見聴取を踏まえ担当部署で行った実施状況の点検・評価の結果については、ホームページ等で公表します。

(2) 目標設定と評価指標

① 実施目標

第1期計画の実施目標として、基本施策に加え第5章に挙げた重点テーマにかかる主な事



業を次のとおり設定します。

なお、具体的な事業の実施計画（第1期期間中の年次計画）については、（仮称）豊中市メンタルヘルス対策推進調整会議において策定します。

1 ライフステージに応じたメンタルヘルスの向上を図ります	
(1) 子ども・若者のメンタルヘルス	<ul style="list-style-type: none"> ①乳幼児のこころの子育ての普及・啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・母子保健・子育て支援従事者研修の実施 ・パンフレットの作成配布 ②思春期のこころの子育ての普及・啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・パンフレットの作成配布
(2) 女性のメンタルヘルス	<ul style="list-style-type: none"> ①女性のメンタルヘルスの啓発・知識の普及 <ul style="list-style-type: none"> ・講座の実施 ②メンタルヘルス問題の早期発見と早期対応の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・母子保健・子育て支援従事者研修の実施
(3) 中高年のメンタルヘルス	<ul style="list-style-type: none"> ①中高年のメンタルヘルスの啓発・知識の普及 <ul style="list-style-type: none"> ・講演会・講座の実施
(4) 高齢者のメンタルヘルス	<ul style="list-style-type: none"> ①メンタルヘルス問題の早期発見・早期対応 <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防事業・地域福祉活動従事者への研修 ②孤立予防 <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防活動・地域福祉活動の推進
(5) 働く人のメンタルヘルス	<ul style="list-style-type: none"> ①メンタルヘルス問題の早期発見・早期対応 <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業を対象としたこころの健康相談 ②働く人のメンタルヘルスの啓発・知識の普及 <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業を対象とした啓発と知識の普及
2 病院等からの地域移行並びに安定した地域生活の継続を支援します	
	<ul style="list-style-type: none"> ①長期入院者の実態把握 <ul style="list-style-type: none"> ・精神科病院病棟訪問
3 アルコール依存症の予防と治療、回復を支援します	
	<ul style="list-style-type: none"> ①ハイリスク者・依存症者の早期発見と早期対応 <ul style="list-style-type: none"> ・内科等医師、関係機関等への研修 ②ハイリスク者の重症化予防、回復支援 <ul style="list-style-type: none"> ・「HAPPY プログラム」（集団節酒指導）の実施



4 追い込まれた死「自殺」を防ぎます	
	①ゲートキーパーの養成 ・行政職員、子育て・介護・福祉等従事者への研修 ②若年層への啓発 ・中学校生徒への「いのちの授業」の実施
5 災害や事件、事故等のこころのケア体制をつくります	
	① 大規模災害等における広域こころのケア体制の構築 ② 小規模災害等における市域こころのケア体制の構築

② 評価指標

めざす将来像である「自分も相手も大切な存在であるという認識をもつ」、「ストレスに対処できるしなやかな心をもつ」、「必要な時に SOS を出せて、ともに支え合える」、「自分らしさを発揮でき、生きている喜びを感じられる」、「未来に希望がもてる」状態の実現度合いを評価する必要があります。

評価指標としては、講座や研修、相談事業の実施回数やその参加者数などのアウトプット指標と、その結果・効果としての市民の意識や状態の変化などを実現するアウトカム指標があります。

特に、アウトカム指標については、メンタルヘルス対策のみならず社会環境の影響を大きく受けるものであること、また変化や効果を確認できるまでには長期的にその推移を見ていく必要があります。そこで、把握可能な指標を次のとおり設定します。

なお、各事業の年次実施計画策定後は、当該計画をプロセス指標とし、その評価にあたっては、取組み（アウトプット）は十分にあるにもかかわらずアウトカムが不良の場合は、そのプロセスに問題がないかなどを検討します。

	主 な 指 標
アウトプット指標	① 事業実施状況 ② 参加者(利用者)数



アウトカム指標	① 市民意識調査にかかるメンタルヘルス関連項目（H34年（2022年）実施予定） ② 精神疾患患者の増加率の低下（自立支援医療受給者数） ③ 寛解・院内寛解長期入院者の減少 ④ 関係機関から保健所への相談（紹介）の増加 ⑤ ゲートキーパーから保健所につながる自殺リスク者数の増加
プロセス指標	※事業実施年次計画に基づく評価。

（3）同推進会議における意見聴取等を踏まえた事業評価と見直し

指標による評価に加え、推進会議における意見聴取のほか、関係者ヒアリング、アンケート調査等を通じて、事業評価を行います。

また、より適切な評価指標の設定や、必要に応じて評価指標の見直しも行います。

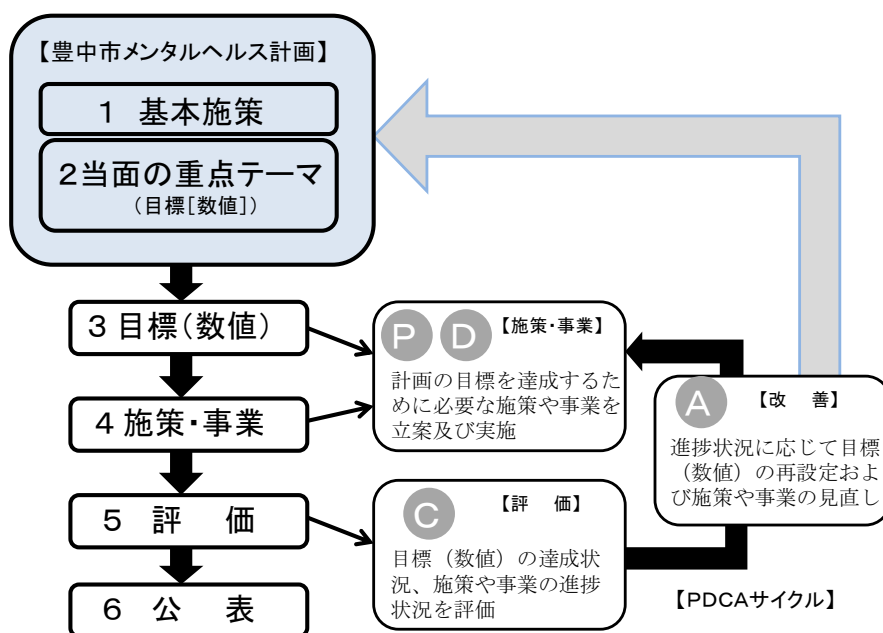


図 PDCAサイクル

